



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 1
- 民有保安林の指定（森林管理課） ..... 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定・2件（水産課） ..... 2
- 歳入の徴収の事務の委託・2件（情報産業振興課） ..... 2

### 公 告

- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課） ..... 3
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課） ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり友利土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成29年 8 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
奥濱貞夫	宮古島市城辺字友利234番地 1
下里栄作	宮古島市城辺字友利213番地
友利武和	宮古島市城辺字友利342番地
砂川佳隆	宮古島市城辺字砂川606番地 5
奥浜健	宮古島市城辺字友利69番地
砂川光彦	宮古島市城辺字友利316番地
川満忠勝	宮古島市城辺字友利98番地 2

### 沖縄県告示第426号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 8 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 名護市字幸喜赤混多原1863番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第427号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 8 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 宮古島市平良字荷川取川原806番1・809番・819番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第428号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 8 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	主としてはえ縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてはえ縄漁業）	糸満市字糸満989番地 玉城亀助 糸満市西崎一丁目30番24号 玉城照元

**沖縄県告示第429号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 8 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
糸満加入区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業）	豊見城市字翁長829番地2サザンウィンド26A-1 安谷屋光雅 豊見城市字与根214番地の2 安谷屋保仁

**沖縄県告示第430号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年 8月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄 I T 津梁パーク施設の使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄ダイケン
  - (2) 所在地 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 3 委託期間 平成29年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

---

**沖縄県告示第431号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成29年 8月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 沖縄情報通信センターの施設の使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄データセンター
  - (2) 所在地 うるま市字兼箇段61番地 1
- 3 委託期間 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

---

**公 告**

---

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年 8月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所
  - (1) 日時 平成29年 9月26日から同年10月25日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで
  - (2) 場所 沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地 5）
- 2 対象となる家畜の種類 山羊
- 3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に平成29年 8月31日までに提出すること。
- 4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年 8月22日から同年12月22日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北谷町建設経済部商工観光課において縦覧に供する。

平成29年 8月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン北谷ショッピングセンター 北谷町字美浜 8番地 5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社北谷町物産公社 東京都港区六本木六丁目10番 1号六本木ヒルズ森タワー 代表取締役 赤津忠祐
- 3 届出年月日 平成29年 7月11日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 北谷町字美浜 8 番地 5

変更後 東京都港区六本木六丁目10番 1 号六本木ヒルズ森タワー

5 変更の年月日 平成29年3月15日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--